住所　岡山市東区浅川295番地
徐凱月　平成5年5月30日生
住所　静岡県御殿場市東山880番地5
セリナ・カズコ・ニッタ　昭和45年8月29日生
住所　千葉県市川市新田3丁目7番13―201号
南善月　昭和54年9月20日生
住所　千葉県市原市南国分寺台1丁目4番地13
崔禧行　昭和32年4月29日生
朴暎淑　昭和40年1月19日生
住所　東京都練馬区関町東1丁目27番13―105号
崔涼逸　平成6年7月1日生
崔優太　平成8年8月8日生
住所　山梨県富士吉田市上吉田6675番地
高銀柱　昭和15年4月24日生
住所　福岡市南区高宮4丁目15番13―1号
ショウジ・ヤサカワ　昭和55年3月19日生
住所　東京都練馬区関町東1丁目27番13―105号
金笑櫻　平成3年3月4日生
住所　東京都渋谷区東2丁目1番12号
シンユウ・スティブン・タワダ・モラレス　昭和56年10月30日生
住所　東京都世田谷区弦巻4丁目9番8―101号
馮雲　昭和49年11月4日生
住所　岡山県津山市沼5番地21
韓芳　昭和46年9月29日生
住所　東京都江戸川区中央4丁目8番4―401号
余学開　昭和57年4月8日生
住所　東京都八王子市鑓水2丁目84番地
デビー・ナオミ・フジモト・オヤタ　平成2年1月8日生
住所　千葉市若葉区西都賀4丁目19番3号
リサルド・アベル・タマナハ・デル・アギラ　昭和52年12月3日生
住所　福井県坂井市丸岡町山崎三ケ第31号1番地
メリー・ジェン・グアンテロ・イワタ　昭和39年1月1日生
住所　奈良県大和郡山市馬司町231番地1
マルシオ・コウジ・サカグチ　昭和50年3月3日生
住所　広島市安佐北区亀山1丁目23番1号
魯暁林　昭和50年3月5日生
住所　広島市安佐南区高取南3丁目13番9号
ジェンマ・サルヴァドル・ハラダ　昭和41年7月17日生

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第二十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分一厘」を「年一分三厘」に、「年一分二厘五毛」を「年一分四厘五毛」に、「年二分二厘五毛」を「年二分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え七年以下	年四厘五毛
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え七年以下	年四厘五毛
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・三五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・三五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分一厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

「年一厘」を「年零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分一厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。